

## 大糧考

相曾貴志

はじめに

月料、要劇料、大糧について、延喜式に以下のような規定が見られる（太政官式四九条）。

凡親王以下月料并諸司要劇及大糧等、毎月申<sub>レ</sub>官出充、其月料物者、録<sub>二</sub>来月数<sub>一</sub>、毎月十日申<sub>二</sub>太政官<sub>一</sub>、十七日官符下<sub>二</sub>宮内省<sub>一</sub>、廿五日出給、要劇者、録<sub>二</sub>前月応<sub>レ</sub>給官人及物数<sub>一</sub>、毎月四日申<sub>レ</sub>官、即加<sub>二</sub>官要劇<sub>一</sub>、造<sub>二</sub>惣目<sub>一</sub>、同日申<sub>二</sub>太政官<sub>一</sub>、五日官符下<sub>二</sub>宮内省<sub>一</sub>、十三日出給、但給<sub>レ</sub>田者、下<sub>二</sub>符勘解由使<sub>一</sub>、大糧者、毎月十六日申<sub>二</sub>太政官<sub>一</sub>、廿日官符下<sub>二</sub>民部<sub>一</sub>、廿二日出給、若逢<sub>二</sub>雪雨<sub>一</sub>、臨時改<sub>レ</sub>日、

この条文では月料、要劇料、大糧等の支給日程が規定されており、延喜式段階ではこれらを支給する太政官符で、まとめて「公糧」と称していることから（太政官式八条）、同じように扱われていたようにみえる。しかし月料の前身が諸司に勤務する官人への給食であったり、要劇料は本来的には劇官に対しての銭の支給であったものが、後に米支給になったというように、米支給

に至った経緯はそれぞれであった。月料や大糧は翌月分を、要劇料は前月分を申請することとなっていたが、こうした申請日程もその前身に由来していたと思われる。申請先に目を転じてみると、月料や要劇料は宮内省で、大糧は民部省であり、支給される米は前者が白米、後者が黒米であった。支給対象としては、月料や要劇料が官人等であるのに対して、大糧は原則的には丁や衛士等であった。<sup>②</sup>このように月料、要劇料、大糧は、支給対象、支給される米の種類やその財源等、性格や歴史の変遷も多様であることに気をつけなければならない。

これらのうち大糧に関しては、天平十七年（七四五）の大糧申請文書が残されており、その分析は、鈴木貫孝、弥永貞三を嚆矢として、櫛木謙周の精緻な研究等、語り尽くされた感もあるが、<sup>③</sup>近年、市川理恵によって、特に天平宝字年間頃の写経所の仕丁の大糧支給の変化を写経所の財政から考察した興味深い解釈が示された。<sup>④</sup>私はこれまで月料や要劇料のに関して、延喜式に見えるような支給にいたる過程について考えてきたが、<sup>⑤</sup>本稿ではこれまでの研究を手がかりに、大糧を中心に、八世紀における仕丁とその周辺の食料支給について考察して行きたいと思う。

## 一 天平十七年大糧申請文書の問題点

先に掲げた延喜太政官式119条と同民部式上68条から、大糧の支給システムについて見てみると以下のようになる。仕丁が所属している諸司が毎月十一日に翌月分の民部省に請求する。民部省はそれを勘録して十六日に太政官に申す。太政官は二十日に官符を民部省に下す。これを受けて二十二日に民部省が翌月分の大糧を支給する<sup>⑥</sup>。天平十七年大糧申請文書（以下、大糧申請文書とする）は延喜式における支給システムでは最初の段階に当たると、文書の発給の日を見てみると、十四日から二十四日とあるので、延喜式の規定通りの日程で支給を行うには無理がある。おそらく手続きは延喜式の規定に近いものであったが、日程については、天平期以降、整備されたのであろうと思われる。

次いで文書の内容について見ていきたい。まず支給物に関しては、弥永貞三が以下の九つに分類している。<sup>⑦</sup>

- 〔第一類型〕 日別米二升、塩二勺。
- 〔第二類型〕 日別米一升、月別塩一升。
- 〔第三類型〕 月別米四斗、塩一升。
- 〔第四類型〕 月別米四斗、塩四合。
- 〔第五類型〕 日別米一升五合、塩一・五勺。
- 〔第六類型〕 日別米一升五合、塩一勺。
- 〔第七類型〕 日別米一升五合、塩なし。
- 〔第八類型〕 日別米一升、塩なし。

〔第九類型〕 月別布一段または庸綿二屯。

弥永によれば、第一類型から第八類型までが、米塩を支給するパターンで、そのなかで第一類型が標準的な支給量で、第九類型が食米を支給されない庶丁や火頭への支給物であるとする。例えば第二類型は標準的な第一類型に比して塩の量が多いが、これは最も労働の激しいと思われる飛驒工であるなど、支給量の差異について、弥永は労働条件によるものではないかとする。この支給量の違いは後で検討する写経所や造東大寺司管轄下の諸司等における支給量に比して、変化に富んでおり、大糧申請文書の特徴ともいえるが、ここで問題にしたいのが、支給の単位として日別と月別がある点である。日別は問題ないが、月別である第二類型の塩一升、第三・第四類型の米四升を日割りすることは難しく、日毎の支給を想定した場合、支給しにくい支給単位に設定されている。

大糧申請文書では、二例のみ逃亡等により余った大糧の繰り越しや返上が見えている。一例目は造寺所解（大日古二四・三三四）で、「応請料伍斛式斗式升、〔転請〕先月料六斗入、粮文、逃走仕丁一人料者、見請四斛六斗二升、塩伍升式合式夕〔転請〕六合、見請四升六合二夕」とある。これは立丁九人分の料米五石二斗二升を申請すべきところ、立丁の逃亡のために余った一ヶ月分の米塩を翌月に繰り越し形にして、その分を差し引いて申請したものである。二例目は木工寮解（大日古二・四六三）で「返上米七斛八斗、右、出家番上工十二人、飛驒匠一人、并十三人料」とあり、七石八斗を「返上」という形にして、その分を差し引いて請求したものである。これら二例の繰り越しや返上は日割りではなく、いずれも一ヶ月単位である点に注目したい。ここに見られるような月単位の繰り越し・返上が生じるのは、前月に翌月

分の申請文書を作成した日の段階では、在籍していた仕丁が、その後大糧の支給日までの間に逃亡したり、得度することによって、翌月に大糧を仕丁に支給する際に、その官司にて受け取る仕丁等がいなかった場合が想定される。しかし大糧申請文書には、この二例の他にも、例えば大膳職解の本文には「今申逃亡九人、〔直丁五人、廝丁四人〕」、追記に「損直丁五人、廝四人、〔並逃〕」とあるものをはじめとして（大日古二・四〇〇）、本文に「逃亡」「逃」「死去」とあったり、「損」「益」の人数が追記される文書が散見される<sup>8</sup>。それらには大糧が余ったことや、それらを繰り越したり、返上したような記述は見えず、またそれをうかがわせるような文書も見えない。彼らの逃亡は決まった日ではなく、それぞれであったはずである。月の途中で逃亡した場合、大糧の剰余分は生じなかったのであろうか。

次に注目したいのは民部省の仕丁である。民部省からの申請文書は二月二十八日（大日古一・三九六）と四月二十一日（大日古一・四二八）の二通が残されている。職員令の規定では民部省の仕丁は直丁が四人置かれることになっているが（職員令21）、天平十七年の文書では二月、四月のいずれも直丁五人分の大糧が申請されている。この他に「久邇宮下省物守仕丁」「鶏養仕丁」「戸籍守仕丁」「西山瓦守仕丁」「難波宮物守仕丁」（以上、四月）、「権置民部仕丁」「今且来越後国仕丁」（以上、二月）等が見えている。このうち「久邇宮下省物守仕丁」から「難波宮物守仕丁」までは、特定の業務を持っていたことがうかがえる。これに対し「今且来越後国仕丁」は越後から上京したばかりの仕丁、「権置民部仕丁」は国名が見えないところから、諸司に派遣されていた仕丁が一旦民部省に返還されて、新たに配置先を待っている仕丁であろうか。いずれにしても配置を待っているだけで、特定の業務を持ってい

るようには見えないが、こうした仕丁も大糧を申請していることに気がつけたい。

最後に大糧を申請している者たちについて。大糧申請文書における申請の多くは衛士、仕丁、采女、女丁、飛驒工等であり、このうち衛士、仕丁、采女、女丁に関しては、令の規定（賦役令5）に則ったものであり、飛驒工に關しては、令の規定では、点ぜられなかった余丁が米を輸すことになっていが（賦役令39条）、実際には民部省から大糧という形で庸米が充てられる形が取られていたことが分かる。

これら以外にも、令の規定に大糧支給の規定が見えない者からの大糧の申請が見えているが、これまで問題になっているのは、大舍人や史生についてである。

早川庄八は、こうした大舍人や史生は、仕丁を率いる將領、あるいは特技を持つ匠手や工人の資格で請求された<sup>9</sup>とした。鷺森浩幸は「早川は月料と番上糧を別系統の給付と理解しているように思われる」と早川の理解に疑問を投げかけ、そのうえで大舍人や史生は劇官の事務系の雑任ととらえ、劇官の事務系雑任に月料の代わりに支給されるものと理解し、番上糧とは劇官の事務雑任に支給された大糧のことではないかとした<sup>10</sup>。確かに番上糧は翌月分を申請するとみられることから、月料と同じ支給システムである。こうしたことから番上糧も番上官に対する給食が前身で、劇官に支給される要劇銭が前身である要劇料とは異なるので、鷺森のいう月料の代わりにとする点には大いに魅力を感じる。しかし大糧は民部省から支給されるものであるのに対し、月料や番上糧の前身である常食は大炊寮からの給食である。鷺森のように理解した場合、申請先が民部省である大糧を番上糧とする点についての説明が

足らないように思われる。

以上、大粮申請文書の問題点について見てきたが、それをもう一度整理してみると以下のようになる。支給に関しては、日割りしにくい月単位の支給パターンが見られること、逃亡等による支給対象者の増減が見られるにもかかわらず、申請文書のなかに逃亡等による剰余物の繰り越しや返上がほとんど見えず、あったとしても月単位であること、特定の職務がなく、配置されるのを待機しているような仕丁も申請対象であること等である。一方、衛士や仕丁以外の支給対象者について、特に大舎人や史生については、その理解のあり方に再検討の余地があるように思われる。これらについて、次節以降で考えていくこととしたい。

## 二 写経所等における仕丁への食料支給システム

### ①天平宝字三年における造東大寺司管轄下の諸司の食料支給

本節では、帳簿等から食料の供給システムがうかがえる写経所や造東大寺司管轄下の諸司の検討を行っていききたい。なお、前節では大粮申請文書の検討だったので「大粮」の語を用いてきたが、本節以降では、史料中に頻出する「粮」を用いることとする。

まずこれらの施設における食料の供給形態であるが、写経所で天平年間から、「黒飯」(大日古二四・一一七)、「湯沸料」の薪(大日古七・二七五)、「料理供養優婆夷」(大日古十・三二一)が、瓦工所、山作所等といった造東大寺司管轄下の諸司も、やや時代は下るが(天平宝字六年(七六二))、「料理」担当者と見られる「雑工等廨」(大日古五・一九一)や「食膳」(大日古五・二二

八)とあるので、給食が行なわれていたことがうかがえる。

こうしたことをふまえて、まず天平宝字三年段階における造東大寺司管轄下の諸司に勤務する仕丁や工人たちの食料供給について見ていくこととする。天平宝字三年六月に、□工所で仕丁の大粮を申請する文書は以下のようになっていた(大日古四・三六八)。

□工所解 申下<sub>レ</sub>応<sub>レ</sub>請<sub>二</sub>七月粮点加仕丁<sub>一</sub>事<sub>上</sub>

□壹伯陸拾陸人、立<sub>丁</sub>百七人、  
于<sub>五十九</sub>人、

逃走一人、物部万呂烈能登国立<sub>丁</sub>船木部積万呂、

坊守八人、並<sub>于</sub>

見定一百五十七人、立<sub>丁</sub>百六人、  
于<sub>五十一</sub>人、

応<sub>レ</sub>請<sub>二</sub>米九十一斛六升<sub>一</sub>、人別五斗八升、

生料見給卅八石八斗六升、

四石六升南寺七人料、別五斗八升、立<sub>丁</sub>四、  
于<sub>三</sub>、

卅四石八斗足庭百五十人料、別二斗三升二合、立<sub>丁</sub>百二、  
于<sub>卅八</sub>、

熟料折留五十二石二斗足庭一百五十人料、別三斗四升八合、

塩四升六合南寺七人料、別五合八夕、

(中略)

□前、(以カ) 応<sub>レ</sub>請<sub>二</sub>来七月粮点加仕丁<sub>一</sub>、見定并逃走等如<sub>レ</sub>件、以解、

天平宝字三年六月廿八日案主日置広庭

史生阿刀与佐弥

〔別筆〕 奏案勿失クク

検判官川内恵師祖足

この文書は、事書から「七月粮」である米塩の請求であることは言うまでもないが、「点加仕丁」とあることにも注意しなければならない。□工所の

仕丁として、立丁と于(廝丁)の総計一六六人をあげており、ここから逃亡者(「逃走」と大糧を支給されない坊守を差し引いた一五七人分の大糧を申請している。「逃走一人」は、前月の大糧の受け取り以降、この文書の発給までに逃亡した仕丁(立丁)が一人(船木部積万呂)いたこと意味する。この段階では積万呂は形の上ではいまだ□工所に属しており、今回の申請を機に□工所の仕丁から削除されたのであろうか。市川は「点加」を増員要求ととらえているようであるが、このように前月に比して、逃亡仕丁一名を減じた数となっているので、増員要求とはいえないのではなからうか。「点加仕丁」の文言がある同年同月二十八日食堂所解申請七月粮点加仕丁事(四・三七一)にも逃亡仕丁の記載はあるが、それも同様に増員の要求はない。市川が検討した同年同月三十日鑄所解申請七月粮点加仕丁事(四・三七三)は逃亡仕丁の記載はない。□工所や食堂所の申請が前月との比較を書き上げていることから、そうした記述のない鑄所の場合は、前月からの増減がなかったと考えるのが自然かと思われる。このように「点加仕丁」は、増員でない別の意味で考える必要があるであろう。

仕丁は民部省に物実のみならず、仕丁という人間そのものについても集中的に管理されていたとする理解がある。<sup>13</sup> こうした観点に立つならば、□工所等では前月に引き続き同じ仕丁が勤務することには変わりはないが、毎月、米塩を申請するとともに、仕丁の派遣も改めて申請する形がとられており、それを「点加仕丁」と称したとは考えられないであろうか。逃亡者や糧が支給されない坊守まで報告されているのは、そうしたことに起因すると思われる。

一五七人の料米は「生料」と「熟料」に分類されている。前者が現米での

支給、後者が共同炊事に充てられる米の支給分と考えられている。<sup>14</sup> 「生料」が支給される「南寺七人」は五斗八升(二升×二九日、天平宝字三年七月は小の月)で、残りの一五〇人は二斗三升二合(八合×二九日)である。「南寺七人」は、□工所ではなく、南寺にて一ヶ月業務を行う予定であるため、共同炊事による食事の供給を受けることが出来ないの、一ヶ月(二九日)分生料で支給されたとみられる。一五〇人分の日別八合の現米の支給が、後述する半食残にあたる。「熟料」の月別三斗四升八合(一升二合×二九日)が、共同炊事の形で飯として消費される分であり、これと先の日別八合とを合わせて、日別二升の糧となった。

ここで□工所における糧の支給について考えてみよう。もし大糧が□工所で管理され、例えば日々仕丁に支給されるのであれば、逃亡した仕丁の支給されなかった大糧が残り、それらが繰り越されたり、返上されているはずであるが、この文書では満額申請されている。<sup>15</sup> こうした申請の形は原則的に大糧申請文書と同じである。ただし大糧申請文書と異なるのは、生料と熟料に用途が分けられていることであるが、このような書き分けがなされた理由については後ほど改めて考えてみたい。

同時期の造東大寺司管轄下の造瓦工所の瓦工たちへの粮米について見てみよう(大日古四・三七二)。

造瓦所解 申請<sub>下</sub>粮米<sub>事</sub>上

合米伍斛参斗参升陸合、瓦工別二升、  
領別一升二合、

一斛五升二合折留便所<sub>レ</sub>請、

三斗八升月中不上瓦工十九人料、七升二合領六人料、

六斗惠美蘭充三瓦工卅人<sub>レ</sub>料、

四斛二斗八升四合今所請、

(中略)

合請糧拾人、二人領、  
八人瓦工、

領坂本上万呂廿五、塩屋男光上日廿九、工山部飯万呂上日卅、

物部乙万呂廿五、星川飯万呂上日卅、額田部乙万呂上日卅、

粟田乙万呂上日卅、若湯坐牛長上日卅、大伴葦人上日廿九、

桑原人足上日十七、

以前、起<sub>三</sub>来七月一日迄<sub>三</sub>廿九日、糧米所請如<sub>レ</sub>前、以解、

天平宝字三年六月廿九日 塩屋男光

坂本上麻呂

惣主典葛井連根道

「糧米事」とあるが、天平宝字六年の造東大寺司告朔解で「料理瓦工等食物」として功三〇人(日別一人)が報告されていることから、同所で瓦工への給食が行われていたことが分かるので(大日古五・二二八)、これは給食に充てるための糧米とみられる。また同告朔解では「五十七人將領、二百廿五人瓦工、五百十一人仕丁」(大日古五・一二七)とあるので、瓦工所に仕丁が勤務していたことが分かるが、ここで掲げた造瓦所解は將領と瓦工の糧米の申請のみなので、仕丁の糧米の申請は別に行われたのであろう。支給量は領(將領)が日別一升二合、瓦工が二升である。「一斛五升二合折留便所請」の内訳を見てみると、「不上」の瓦工一九人の三斗八升は山部飯万呂以下の欠勤分、領六人の七升二合は坂本上万呂と塩屋男光の欠勤分のそれぞれ合計日数と一致するので、欠勤のため支給されなかった料米である。恵美園の六斗は、同箇にて勤務した瓦工二人分(二升×三〇日)であろう。瓦工所から

離れていたなど、何らかの事情で恵美園では瓦工所からの給食を受けることが出来ず、その分が支給されなかったため残ったとみられる。これら不支給分を翌月に繰り越すこととして、これを翌月の必要分から差し引いた分を「今所請」の分として計上して申請している。

ここで造東大寺司管轄下の諸司における仕丁と瓦工(諸工)の糧米の扱いを比較してみよう。まず米の用途に関して、□工所では生料と熟料の書き分けがあるの対し、瓦工所ではそれが無い。欠勤について、□工所では、上日等の報告や欠勤等から生じる剰余分の記載がないが、瓦工所では欠勤等により支給されなかった剰余分は翌月に繰り越し、それを差し引いた分を申請している。本来所属する官司から別地に出張する際に、□工所では生料として米が一ヶ月分計上されたが、瓦工所ではその分は支給せず剰余分として、欠勤分とあわせて翌月に繰り越された。

このように□工所の仕丁と瓦工所の瓦工では糧米の支給システムがまるで異なっているの、ひとつの帳簿にまとめることが困難であったとみられ、瓦工所解に仕丁の、また□工所解に工人の糧の申請が見えていないのは、そのためであったと考えられる。

## ② 写経所における食料支給

天平期から写経所で給食が行われていたらしいことは既に述べたが、写経所の帳簿で食米を計上されているのは写経生以下雑使以上であって、仕丁は見えていない。給食は勤務に応じたもので、欠勤すれば支給されず、その分が剰余分として残り、それは月毎に精算されて返上されるか、翌月に剰余分を繰り越し、その分を差し引いた額を翌月分として申請する形がとられたりした。<sup>17</sup> こうした支給システムは、瓦工所における瓦工の糧米と同じであった。

写経所の帳簿に仕丁の食米は計上されていないものの、彼らが写経所で働いていた形跡は見られる。例えば天平宝字四年正月十五日東寺写経所解申請応奉写経用度物事（大日古一四・二九二）に、仕丁「十五人」の袍袴料として祖布が請求され、用度品のなかの一項目として、「刀子」と「折薦畳」の間に「老拾伍人」〔六人紙打、六人膳部、二人雑使、一人湯沸〕とあるごとくである。櫛木謙周は仕丁が用度物の一項目としてあげられていることから、その労働力が申請の対象であったとしている<sup>18)</sup>。

それでは写経所の仕丁の粮米はどのように請求されたのであろうか。同時期の写書所では、以下のような粮の申請が行われていた（大日古一四・三九二）。

写書所解 申下可レ請<sub>二</sub>来五月粮仕丁<sub>一</sub>事上

合仕丁六人、<sub>立丁四人、</sub>之中逃走二人

逃走二人、<sub>于<sub>一</sub>、</sub>

立丁大野己西万呂、以<sub>二</sub>去四月廿六日<sub>一</sub>請、

右一人、以<sub>二</sub>今月五日<sub>一</sub>逃走、

于佐伯新治、以<sub>二</sub>月一日<sub>一</sub>請、

右一人、以<sub>二</sub>今月七日<sub>一</sub>逃走、

定四人、<sub>立丁三人、</sub>

立丁金指辰万呂、上日卅、秦入鹿、上日卅、已上二人以<sub>二</sub>去四月廿六

日<sub>一</sub>請、

久米稻人、<sub>上日廿二、</sub>以<sub>二</sub>月九日<sub>一</sub>請<sub>二</sub>新配<sub>一</sub>、于左為古麻呂上日卅、<sub>見日廿</sub>以<sub>二</sub>月

以前、仕丁等上日并逃走、頭注申送如<sub>レ</sub>件、以解、

天平宝字四年潤四月廿五日上馬養

小治田

この文書は五月の粮を申請すると同時に、写書所の仕丁の逃亡者と現状の人員との報告を兼ねている。ところが粮を申請する文書であるにもかかわらず、粮米等の量が見えていない。同じような文書は何通か残されており、いずれも申請量が記されていない（大日古一四・三九六、四〇四、四一三、四一四等）。上日数が記入されているから、それに基づいた申請の可能性も考えられるが、そうした場合、ひとりあたりの申請量が異なり、より複雑な申請量になるため、申請する側の文書に申請量が明記されるはずである。にもかかわらず、この文書には具体的な申請量が見えないのは、申請する総量を文書の発給者と宛所が承知している為と考えざるを得ない。つまりそれは機械的に総量を導き出せるということ、すなわち上日数と関係なく、定額（一ヶ月分×人数）を申請するということだったのであろうか。このように理解できるとしたら、粮の申請のあり方は、大粮申請文書や□工所の仕丁と同様に一ヶ月満額を申請する形と同じことになる。

この文書でも、月の途中で逃走した仕丁のことが見えるが、彼らの粮を剰余分として返納したり、翌月に繰り越したことは同文書からはうかがえない。これも大粮申請文書で逃亡を記したりするにもかかわらず、繰り越しや返納の例がほとんど見えない点と同じである。

仕丁への食料については、天平宝字四年七月三日の東寺写経所解申請応奉写経用度物事（大日古一四・三九九）あたりから、写経所の財政に組み込まれるようになった<sup>19)</sup>。その頃拔出仕丁と坤宮仕丁という語が散見する。

拔出仕丁は天平宝字四年十二月四日経師校生等大料雑物充用帳（四・四五四）が初見であり、別に「仁部拔出仕丁」とあることから（大日古一五・二

九)、仁部省から派遣された仕丁であることがうかがえる。天平宝字五年二月七日奉写一切経所解申請二月大料雑物事(大日古一五・二九)に、

奉写一切経所解 申下請二月大料雑物事上

一、合請米六十八斛四升、白五十九斛八斗八升、  
黒八斛一斗六升、

(中略)

一、米十四斛七斗五升九合、白十三斛一升五合、  
黒一斛七斗四升四合、

(中略)

右、去正月所<sub>レ</sub>残、

一、米五十三斛二斗八升一合、白卅六斛八斗六升五合、  
黒六斛四斗一升六合、

(中略)

右、今更所<sub>二</sub>請加<sub>一</sub>、

(中略)

一、校生十一人、史生一人、雑使十人、膳部四人、単七百八十人、

当米十斛六斗八升、校生三百卅人別一升六合、  
史生雑使膳部四百五十人別一升二合、

(中略)

一、拔出仕丁一人、火頭十六人、単五百十人、

当米<sup>八斛</sup>一斗六升、

(中略)

右、依<sub>レ</sub>例勘定如<sub>レ</sub>前、

以前、月中<sub>レ</sub>応<sub>二</sub>用<sub>三</sub>雑色物等<sub>一</sub>、具如<sub>三</sub>前件<sub>一</sub>、謹解、

天平宝字五年二月七日史生下道福麻呂

とある。ここでは米の種類に<sub>レ</sub>応じて、校生・史生・雑使・膳部と拔出仕丁・火頭は書き分けられているが、白米・黒米に関係なく同じ帳簿で処理されて

いる。「合請米」のうちの黒米八石一斗六升が、「正月所<sub>レ</sub>残」(一石七斗四升四合)と「今更所<sub>二</sub>請加<sub>一</sub>」(六石四斗一升六合)の黒米の部分の和と一致し、またこれは拔出仕丁一人と火頭一六人分の計一七人分(二升六合×一七人×三〇日)である。「当米<sup>八斛</sup>一斗六升」とも一致する。このように彼らへの食料は黒米が充てられ、奉写一切経所の財政に組み込まれている。

これに対し、坤宮仕丁は天平宝字四年八月後一切経料雑物納帳(大日古一四・四二二)の同年十二月三日条(大日古一四・四三四)に見えている。坤宮仕丁とあるので、坤宮官から派遣された仕丁と思われる。天平宝字五年二月二十三日奉写一切経所解申請仕丁并火頭等事(大日古一五・二九)には、坤宮仕丁として、宅部宮万呂、佐味子公、玉作古麻呂、大伴万呂、物部広万呂、矢作宮万呂、財部小黒が、仁部拔出仕丁として秦稻依、火頭として車持黒万呂以下二〇名が「惣廿八人」と同列に報告されている。このうち佐味子公、玉作古麻呂を除く、物部広万呂、宅部宮万呂、財部小黒、大伴万呂、矢作宮万呂の五名に関しては、天平宝字五年三月八日に同年三月分(大日古一五・三八)、四月一日に四月分(大日古一五・四六)の糧をそれぞれ申請する文書が残っている。この文書にも申請量がないので、定額一ヶ月分の申請かと思われる。また先に見た天平宝字四年八月後一切経料雑物納帳の天平宝字四年四月四日条に、「又收納黒米壹石伍斗、(仕丁大伴万呂・物部広万呂・宅部宮万呂并三人月粮料請求検納如<sub>レ</sub>件)」とあり、黒米が一石五斗收納されている。これは割書にあるように、先の仕丁五人のうちの三人分の糧(二升×三人×二五日。二五日分なので、四月五日から二十九日までの分か)である(大日古一四・四四二)。同じ雑物納帳天平宝字四年十二月三日条に、「黒米肆石捌斗(坤宮仕丁八人之月中粮料自<sub>二</sub>政所<sub>一</sub>請求検納如<sub>レ</sub>件、但不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>入<sub>三</sub>告朔帳<sub>一</sub>)」

(大日古一四・四三四)とあり、坤宮仕丁の糧米は政所から収納されたことが分かり、これは告朔帳に入れないとしている。これは坤宮仕丁の糧料は写経所の財政に入れないということであり、先に見た拔出仕丁の食料とは財政上の取り扱いが違ふことを意味する。

このように拔出仕丁の食料は写経所の財政に組み込まれているの対し、坤宮仕丁のそれは写経所の財政に入れないとするが、この差異を考えるうえで同雑用帳に興味深い記事が見えている。天平宝字四年十月三日条に米五〇石(白米四〇石、黒米一〇石)が「島」院政所より請来検納されているが、このうち黒米について、「黒十斛之中四斛八斗仕丁八人糧料、五石二斗常食料」とある(大日古一四・四三三〇)。ここで注目したいのは「糧料」と「常食料」

の書き分けである。糧料と常食料がどの仕丁への分を指すものか明記されていないが、糧料は四石八斗とあるので二升×八人×三〇日分、常食料は五石二斗とあるので一升六合×一人×二五日分とみられる。ここで日数が両者で異なる点がやや気になるが、一升六合は先に見た拔出仕丁、二升は坤宮仕丁の一日分の支給量にそれぞれ一致する。常食料が拔出仕丁で、糧料が坤宮仕丁ということになると、前者は写経所の財政に組み込まれているので給食、後者は組み込まれないので糧米での支給ということになる。

坤宮仕丁については、天平宝字五年正月に奉写一切経所からの以下のよう  
な二通の解が見える(大日古一五・六)。

奉写一切経所解 申下返上駈使事上

合式人

大友牛麻呂、坤宮仕丁、

藤原部安麻呂、左勇士火頭、

以前人等、依今月廿一日宣、返上如件、以解、

天平宝字五年正月廿二日史生下道朝臣福万呂

造東寺司主典安都宿祿(雜尾)

奉写一切経所解 申下給仕丁糧事上

坤宮仕丁大友牛麻呂、

給米壹斗貳升、塩壹合壹夕、海藻拾貳両、

右件仕丁、自二月廿四日迄二十九日、并六箇日料糧已給、返上如前、

以解、

五年正月廿三日史生下道福万呂

造東寺司主典安都宿祿

最初の解は、坤宮仕丁の大友牛麻呂と左勇士火頭の藤原部安麻呂が返上されるという文書であり、次の解は返上される仕丁や火頭のうち、大友牛麻呂は正月二十四日から同二十九日までの六日間の米・塩・海藻を支給済みであることを報告している。ここから坤宮仕丁の糧はあらかじめ支給されており、その糧を携えて次の勤務場所へ移動するような形になっていたことがうかがえる。このように糧を携えて別の職場に向かう形は、□工所で南寺へ派遣された仕丁への糧の支給と似ている。

天平宝字六年頃になると、拔出仕丁のように写経所の財政に仕丁の食料が組み込まれるケースが一般的になってくる。そこで天平宝字六年頃の奉写一切経所の仕丁への食料支給について見てみよう。天平宝字六年十一月から十二灌頂経、大般若経二部二二〇〇巻の書写が続けて行われており、その際の経師以下への料米の供給を記録した帳簿が奉写灌頂経所食口案帳(大日古一六・二五。以下、食口案とする)である。山本幸男によれば、この食口案は、

その後、仁王経疏、仁王経疏五部二五卷等の書写に従事する人々の食口を記録したものであるが、それにともない写経の実務も改変したようで、書式にも変化が見られる帳簿であるとする<sup>20)</sup>。

まず十二灌頂経書写については、天平宝字六年十一月二十二日十二灌頂用度(大日古一六・一一三、同一四。以下、十二灌頂用度文とする)で、予算が計上されている。

この十二灌頂用度文で計上されているのは経師・装潢(以上、日別二升)、校生(日別一升六合)、雑使(日別一升二合)であり、別筆で駄使丁は「駄使四人単一百八十人、〔冊五日単〕」とあり、経師以下雑使以上で米の総計量が七石五斗五升六合とあったところに、七石五斗の部分を一石一斗と書き改めて、一一石一斗五升六合としてある。この総量は駄使丁の分を加えたものである。したがってここで駄使丁の支給量は日別二升(二升×一八〇人)と見積もられていたことが分かる。米の総量の上に別筆で「大炊」とあり、これは大炊寮の米を調達するつもりであったと考えられている<sup>21)</sup>。この他に米の別について記述が見られないことから、駄使丁の料米も大炊寮から供給されるということ、白米を想定していたということになるが、仕丁に白米が充てられるケースは非常に珍しい。しかしこの用度文の末尾に、食料品を列挙し、小豆を掲げた後の最後に「未<sup>レ</sup>定」駄使丁肆人「今可<sup>レ</sup>申」とある。こうした物品のなかに駄使丁(仕丁)を並べる書き方は、先に見たように、写経事業に際して、労働力として仕丁を要求していることを意味する。この駄使丁四人という数は、米の総量の箇所<sup>22)</sup>に別筆で書かれた人数と一致する。おそらく当初労働力としてのみ計上していたが、あとから駄使丁四人分の食料を予算に組み込もうとしたのであろう。末尾の駄使丁四人の部分には、別筆で

「未<sup>レ</sup>定」、「今可<sup>レ</sup>申」とある。「未<sup>レ</sup>定」は供給について定まっていないこと、「今可<sup>レ</sup>申」は再度の請求の意と考えられているから、この場合は駄使丁の調達自体が難航していたのかもしれない。ちなみに十二月十九日には白米六石、塩一斗、海藻三〇斤、滑海藻二六斤が造物所から納入されている(奉写二部大般若経料雑物納帳(大日古一六・七二))。

一方、大般若経書写に関しては、天平宝字六年十二月十六日石山院奉写大般若経用度雑物帳(大日古五・二九〇)があり、食料としては、経師、装潢、題師(以上、日別二升)、校生(日別一升六合)、膳部、雑使(以上、日別一升二合)、駄使丁を日別二升でのべ一四四〇人(二六人×九〇日)を計上している。この用度雑物帳では米の白黒の別があり、白米は八八石五斗六升八合であり、黒米は二八石八斗となっており、この黒米は駄使丁の計上分(日別二升×一四四〇人)と一致することから、ここでの駄使丁は黒米の支給を想定している。また先の十二灌頂用度文同様に末尾に「駄使十六人、〔四人紙打、二人雑使、八人于、二人温沸〕」とあり、駄使丁の労働力を請求する形になっているが、先の十二灌頂用度文とは異なり、米の種類が書き分けられており、石山院奉写大般若経用度雑物帳では、当初から仕丁の食料の請求が写経所の財政に組み込まれていたことが分かる。

以上がそれぞれの写経事業の予算であるが、実際に写経所で支給された記録である食口案の閏十二月七日条(大日古一六・三四)の「雇夫八人」とある箇所の内訳に「五人般若経師息所作<sup>23)</sup>」と、大般若経写経に関する記述が見える。そしてこれ以降十二灌頂経写経との書き分けが見えている。

支給量は経師・書生・装潢は日別二升、案主・雑使・夷・雇女は日別一升二合、雇夫は日別一升六合となっている。仕丁は当初はほとんど一人のみで

雇夫とともに、「政所食口」「政所」としてくくられている。仕丁は十二月十二日まで日別一升六合とされている日が多いが、十三日から日別一升二合の支給で「于」（廩丁）とされることが多い。日別一升六合は先に見た奉写一切経所の抜出仕丁や火頭への支給量と同じである。このうち一人の仕丁は閏十二月十一日まで「政所」とあるが、同月十二日より「灌頂于」（十二灌頂経）となり、同月二十二日から「般若」となる。この他に十二月十四日から十七日、二十一日に「借食口」に仕丁が三人、二十二日から二十四日に「間食口」に仕丁が三人見え、支給量は二十四日のみ日別八合で、他は日別一升二合となっている（大日古五・五、大日古一五・三七八）。

このように十二月二十一日までは、「政所」に一人見える他、「借食口」に仕丁三人が見える日が散見されるので、一部借米で賄なわれていたことがうかがえる。一方、十二月二十五日から仕丁がまた一人となり、雇夫の内訳に「于」や「紙打」が見られるので、本来は仕丁が想定された業務を雇夫に割り当てた可能性も考えられよう。ちなみに閏十二月八日から十一日を見ると、仕丁、雇夫への支給総量と黒米消費量が一致するので、彼らに黒米が支給されていたとみられる。

食口案のように、仕丁の食口が日毎に記録されているということは、糧を仕丁に先渡しするのではなく、奉写一切経所の給食システムのなかに組み込まれていると理解すべきであろう。

### ③半食残米等の支給

天平宝字三年の□工所の仕丁等は共同炊事分の熟料とそのまま米を支給される生料に米の用途が分けられていた。後者の生料が、天平宝字六年造石山寺所食物用帳（大日古五・五、大日古一五・三七八。以下、食物用帳とする。）で

は、半食残という名称で支給されている。食物用帳は造石山寺所が米をはじめとする食料を出給した際の帳簿であるが、この帳簿と対応関係にある造石山寺所被管である山作所の報告である（山作所解申四月告朔事（大日古五・二二一。以下、山作所四月告朔解とする））。

山作所四月告朔解の米の収納とその用途の部分を抄出してみる。

（前略）

米壹拾陸斛式斗肆升陸合、

一石三月廿六日、一石廿八日、二石四月一日、一石七日、一石十日、一石十三日、五斗十九日、五斗六升八合廿一日、一石廿三日、一石廿六日、三石五月二日、五斗十日、一石十三日、五斗十六日、一石一斗七升八合去三月残、合单食口玖伯壹拾壹人、一百廿人仕丁、三百八十六人雇夫、

四斛生料、

十一斛六斗九升熟料、

得在乘米七斗一合、粉作酒工并夫等所給、

用壹拾伍斛陸斗玖升貳合、

（中略）

仕丁一百廿人、一百十四人見食口、一人自去三月廿五日迄四月六日、

日、

二人自去三月廿五日迄五月十八日、二人自五月十六日迄

十八日、

五十三人食膳、廿九人採菜、

四人於京役使、二人自足庭充遣即材令運、

五人漕桴、廿一人川津材守便綱并桴料葛令採、

六人病者、

料米一斛三斗四升四合、一百八人別一升二合、  
 残伍斗伍升肆合、「返上丁」、「  
六人別八合、

(下略)

四行目(前略)(中略)は行数に数えない)に「三月残」とあるので、三月の残り分をベースとして、三月二十六日(二行目)から五月十六日(四行目)まで小刻みに米の収納が行われたことが分かる。この山作所四月告朔解は四月としているが、仕丁の勤務期間を見てみると、五月十八日まで見えているので(二三行目)、三月分が締められた日(山作所解申三月告朔事(大日古五・一四八))の三月二十五日から五月十八日までの糧分ということになる。<sup>24</sup> ここに見える米の収納で、例えば二行目の「一石三月廿六日」は食物用帳の「廿六日(中略)又下<sub>二</sub>黒米壹石、／右、田上山作所、附<sub>三</sub>三島豊羽<sub>一</sub>充遣如<sub>レ</sub>件」(大日古一五・三八七)にあたるなど、一致するものが多く見られる。食物用帳には米の種類が明記されていることが多いが、そうしたなかで山作所にもたらされた米は黒米が多く、白米の納入が確認できるのは、五月十日(五斗・大日古一五・四〇五)と同月十六日(五斗・大日古一五・四〇六)のみである。なお、食物用帳は造石山寺所公文案帳(大日古一五・一三七)に収められている山作所への料物出給の解の案文と一致するものが見られ、より詳しい出給の様子がうかがえる。

六行目に「生料」、七行目に「熟料」が見えている。天平宝字六年正月山作所解申正月告朔事では「一石六斗生料、／様工八十人料、(人別二升)」とあり、「生料」の内訳として、様工に全額米で支給されている(大日古一五・三四四)。山作所四月告朔解の場合、内訳が見えないので詳細は分からないが、「熟料」と「生料」の和が「用壹拾伍斛陸斗玖升弍式合」(九行目)とほぼ

同じなので、それぞれの支給量のなかに「生料」が含まれているとみられる。仕丁の支給量の一升二合は天平宝字三年の□工所の仕丁の熟料と同じ量なので、仕丁への支給米には「生料」分は含まれておらず、山作所四月告朔解に見える生料は、仕丁の半食残米ではないとみて良いと思われる。

一〇行目以下に仕丁の総人数と内訳が見え、一一四人が食口で、六人が不食口とある。この不食口の六人は一七行目の「六人病者」、一八行目の「六人別八合」と人数が一致するので、病気で欠勤した者には日別八合の米が支給されたことが分かる。<sup>25</sup> また一四行目から一七行目までの内訳から、仕丁がいろいろな業務に就いていたことがうかがえる。この告朔解は明記されていないが、山作所解申正月告朔事では病欠者の分を含め熟料の分に入っている(大日古一五・三三七)、病欠者へは現米ではなく、共同炊事により食事として支給されたとみられる。この病者への糧の支給については賦役令26役丁匠条に「<sub>レ</sub>疾病及遇<sub>レ</sub>雨、不堪<sub>二</sub>執作<sub>一</sub>之日、減<sub>二</sub>半食<sub>一</sub>」に由来すると考えられているが、<sup>26</sup> 先に見た瓦工所の瓦工の場合は、欠勤に際しては食料を供給されていないので、病欠者への支給は仕丁特有の待遇であったことがうかがえる。

なお、写経所でも病者等への支給が見られる。例えば宝龜二年(七七二)十二月二十九日奉写一切経解申請雑物等事(大日古六・二二三)に「卅九人不役、(六人不仕、卅三人病)」とある(大日古六・二四六)。ここに見える四九人は、日別八合が支給された人数と合致することから(大日古六・二三〇)、病欠者やそれ以外の不仕の者にも日別八合が支給されたことが見える。奉写一切経所食口案帳(大日古三・一八五)では、理由は見えないものの、宝龜七年二月二十三日条等では一升二合と八合が併記されているので(大日古二

三・二八五、八合が病欠者への糧と思われる。一方、同年三月二十二日条では「不仕紀部塔万呂」とあり(大日古三三・二九三)、この日は前後の日に比べて仕丁の数が一人少ないことから、不仕であった彼は糧の支給に預かっていない可能性が高く、支給の基準が厳しくなったことがうかがえる。

この山作所四月告朔解では、仕丁への料米は一升二合のみであるが、食物用帳はこれとは別に半食残米が支給されていたことが確認できる。そこで造石山寺所に配置されていたとみられる仕丁を例に見てみたい。三月二日には「又下<sub>三</sub>黒米柒斗貳升」、「額田部広浜、私部広国、春米水取」／右仕丁三人、三月半食残米、人別二斗四升、充給如<sub>レ</sub>件」(大日古五・一九)、五月二日には「又下<sub>三</sub>黒米肆斗參升貳合」、「私部広国上日廿七日、春米水取上日廿七日」人別二斗一升六合、右、件二仕丁、今五月半食残米、下給如<sub>レ</sub>件」(大日古一五・四〇二)とある。三月二日に三月分、五月二日に五月分とあるが、五月分には上日が見えており、また他に五月二十四日刑部黒人が「今五月加米給米」として二斗三升二合(大日古一五・四〇九)、六月十日は刑部小広が「今月半食料」として四升(大日古一五・四一三)とある。ここで五月二十四日に刑部黒人が五月分の半食残米を支給されているが、これに類するものとして、二月三日に「黒米捌斗陸升」、「私部広国、額田広浜、山鹿栗栖、春米水取」並人別二斗四升、／右、仕丁等去正月上日卅、所<sub>レ</sub>役半食残米下給如<sub>レ</sub>件」(大日古五・一〇)があげられる。これは「所<sub>レ</sub>役半食残」とあるので、一月分の半食残だとすれば、刑部黒人の五月分同様に後から支給されということになる。

このように食物用帳では、仕丁は告朔解に見られた支給分(二升二合)とは別に八合が半食残米として支給されており、トータルで二升を支給する形

が見られた。半食残分は先渡しされる大糧の原則とは異なり、先渡し、後渡し<sub>二</sub>のいずれの形もあり、実態として一定ではなく、不安定な支給状況であったことがうかがえる。こうしたことから熟料分と生料分(半食残米)が時間的に別々に支給されることを前提として、天平宝字三年の□工所解に見られたような、熟料と生料の書き分けが行われたことが推測されるのである。

またもう一例興味深い支給例を見てみたい。宇治部乙万呂は二月七日条では、「下<sub>三</sub>黒米貳斗肆升、／右、仕丁宇治部乙万呂正月半食残下給如<sub>レ</sub>件」とあり(大日古五・一一)、半食残(二斗四升(八合×三〇日))を支給されているが、「正月」とあるので、後渡しということになる。次いで五月四日には「下<sub>三</sub>黒米肆斗貳升伍合、「宇治部乙万呂五月糧料」且」とあり、月名はないが、四斗二升五合を支給されている(大日古一五・四〇二)。さらに同月二十日に「下<sub>三</sub>白米<sup>黒</sup>壹斗五升五合、／右、庄守仕丁宇治部乙万呂今五月糧料、下給如<sub>レ</sub>件」とあり、今度は「五月糧料」として一斗五升五合を支給されている(大日古一五・四〇八)。五月四日分と二十日分の和が五斗八升となる。これは小月分の糧の総量(二升×二九日)なので、二十日条にあるように五月分となる。また守部乙万呂は四月五日に「下<sub>三</sub>黒米伍斗、塩肆合、／已上、給<sub>三</sub>庄守仕丁守部乙万呂四月料」(大日古一五・三九二)と四月分として五斗(二升×二五日分)を、さらに同月二十五日に「下<sub>三</sub>黒米捌升、／右、庄守仕丁守部乙万呂、今四月糧料、去五日五斗給<sub>レ</sub>之、加下給如<sub>レ</sub>□」(大日古一五・三九九)と四日分を支給され、四月(小月)分を満額生料で支給されている。ここで両者に共通して見える「庄守」は寺田に置かれた庄倉を守る役目とされるところから、米を支給している造石山寺所における共同炊事で食事が支給出来ない勤務地のため、生料が満額支給されたのではないだろうか。つまり

天平宝字三年□工所解に見られた南寺への派遣された仕丁への支給パターンと同じということになる。

以上、造東大寺司管轄下の諸司や写経所等の食料支給システムを通して、仕丁への食料支給について検討してきた。それによると造東大寺司管轄下の□工所や瓦工所等において、仕丁と瓦工への食料支給のシステムが異なっていたことがうかがえた。すなわち瓦工は欠勤すると食料を支給されず、その分は剰余分として、翌月に繰り越される形であったのに対して、仕丁は上日に関係なく、人数分満額を申請する形であった。これは大糧申請文書と同じ形である。そして□工所等の仕丁の糧の請求には、共同炊事によって食事を得る分としての熟料と米のまま支給される生料が分けて記載されており、後者はその後、半食残米という名称で食口帳等に見えるようになる。こうした用途の書き分けは、食口帳等に見える支給時期から見て、別々に支給されることを前提としたものではないかとした。また別地へ派遣される仕丁には一ヶ月分の糧が先渡しされていた。

写経所に勤務する仕丁は、当初は写経所の財政に食料が計上されず、用度帳等には労働力としてのみ記載される形がとられ、糧の申請はそれとは別に行われ、その際に申請額が記されなかった。このことは満額の申請を意味し、こうした申請のあり方は□工所等のそれとほぼ同じであったとみてよいのではないかとした。しかしその後、拔出仕丁と称される仕丁の食料が写経所の財政に組み込まれるなかで、写経生等と同様な給食システムに組み込まれるようになった<sup>28)</sup>。

その他に仕丁への食料支給の特徴として、病欠や不仕の仕丁への食料支給があげられる。これは賦役令の規定が根拠になっていると理解されており、

写経生等にそうした待遇の痕跡は見えない。

写経生等と仕丁の食料支給システムの違いは、拔出仕丁のように写経所の給食システムに組み込まれた場合を見ると、米の種類（白米・黒米）に関わらず、写経生以下と同じ帳簿で処理されているので、米の種類によるものでないことは明らかである。そこであらためて写経所の給食システムと異なり、剰余分の返納や繰り越しをせずに、かつ日割りで支給しないという条件を満たす支給のあり方を考えてみると、糧を先渡しし、その後の管理は仕丁側に委ねる形が想定されるのである。すなわち一旦支給した糧の返上は想定されなかったということになる。

### 三 支給範囲の拡大と支給物の変化

#### ① 支給物の変化

大糧申請文書では本来的に大糧を支給される衛士・仕丁・采女・女丁等の他にもいろいろな階層の人たちも大糧を申請している。それらのなかで特に問題になっているのが、史生や大舎人への支給である。

そもそも史生の食料は、時代は下るものの、延喜大炊式35条によれば、中務省、民部省、宮内省、春宮坊等が大炊寮からの月料支給となっており、時代が明確なものは、大同四年（八〇九）四月の段階で番上糧が充てられることになっていた史生が見えている（類聚三代格卷六、大同四年四月一日応給時服并番上糧米事）。これらはいずれも大炊寮からの支給であるので、これらの前身は給食であったことがうかがえる。大舎人は延喜式段階では番上糧が支給されるとあり（大舎人式11条）、それを資に熟食が支給される規定が見える

など（大炊式33、34条）、やはり大炊寮から支給される給食が前身であった可能性が高い。

このように本来は大炊寮から給食されるはずであった史生や大舎人の食が大糧となっている理由について 早川庄八は「史生であり大舎人であることよって大糧を支給されたのではなく、仕丁を率いる将領として、またあるいはそれのもつ特技によつて匠手あるいは工人の資格で支給された」と理解する<sup>29)</sup>。

そこで八世紀において、写経所で勤務した大舎人の食料支給について見てみたい。大舎人少初位下信濃虫万呂は「可<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>経師<sub>一</sub>」として、天平宝字六年三月十三日に奉写石山院大般若所から請われ（大日古五・一四二）、同年九月二日の奉写勅旨大般若経所移左大舎人寮に、「上日一百卅三、夕一百卅二、写紙五百五十張」と左大舎人寮に経師としての勤務状況が報告されている（大日古一六・一）。さらに大般若経料絹綿布下充帳（大日古五・四八八）の天平宝字八年八月二十四日条にも「経師信濃虫万呂」とあり、彼はいずれも大舎人ではなく、「経師」として写経所で勤務していたことが明記されている。一方、天平宝字六年十二月十六日石山院奉写大般若経用度雑物帳（大日古五・二九〇）には、料米として、経師、題師、校生、裝潢、膳部、雑使、駈使丁の分が計上されているが、大舎人は見えない。このことから写経所では、信濃虫万呂は大舎人ではなく、経師として食米を計上されていたとみられる。このように出向者は、出向先における業務の職名で大糧が請求された考えられるので、早川のような理解は成り立たないのではなからうか<sup>30)</sup>。

ここで大糧申請文書に史生が見えている諸司の史生の員数の変化や糧の状況を手がかりに考えてみたい。

木工寮は令制では史生は置かれておらず、養老六年（七二二）六月に四人が設置された（続日本紀養老六年六月壬寅条）。大糧申請文書では、十月には三人分の大糧を申請している（大日古二・四六三）。史生がこの当時一人欠員であったのか、四人のうち三人分申請したのかは不明である。延喜木工式39条では史生や将領等の「月糧」は寮庫物を用いるとする。一方、木工寮には庸米が一〇〇〇石が分配されているので（延喜木工式31条）、これが月糧に充てられた可能性が高い。とすると延喜式段階でも、木工寮の史生の月糧は庸米由来の黒米ということになり、天平期と同じことになる。これらの条文の成立時期は分かっていないが、史生の食に黒米が充てられていたことがうかがえて興味深い。

内匠寮は神龜五（七二八）年八月に設置され（続日本紀神龜五年八月甲午条他）、その際に史生八人であり（職員令集解中務省条令釈）、大糧申請文書でも同じである（大日古二・四五八）。

造宮省では和銅七年（七一四）十月に八人から一四人に増員されているのに対し（続日本紀和銅七年十月辛未条）、大糧申請文書では天平十七年四月に二人（大日古二・四・二九三）、同年十月に八人の申請となっている（大日古二・四七三）。造宮省の場合、定員一四人に対して、同じ年（天平十七年）にもかかわらず二人と八人となるのは、造宮省のなかの史生全員というより、一部の史生と考えた方が自然なのではないかと思われる。

次いで大舎人について。大舎人の定員は左右大舎人寮で各八〇〇名ずつ（職員令5条）であるにもかかわらず、大糧申請文書では内匠寮に左右合わせ六人しか見えていない（大日古二・四五八）。他の諸司に派遣されている者や大舎人寮で待機しているような者もいたかもしれないにもかかわらず、

内匠寮だけしか大舎人が見えていないのは、大舎人が大糧を申請するのが一般的なのではなく、内匠寮に何か特殊な事情があり、そのために大糧が申請されているためではなからうか。

その特殊な理由について、鷲森浩幸は劇官の番上官としたが、私は別地で勤務する場合を想定したい。木工寮、内匠寮、造宮職は職務の内容から、官司とは別の現場で勤務する場合が多々あったと考えられる。ここで瓦工所と□工所のケースを思い出してみると、瓦工所の場合、恵美蘭へ派遣された瓦工は給食されなかったの対し、□工所の仕丁が南寺へ派遣された際は生料を全額支給されていた。この他に庄守も生料が全額支給されていた例が見られた。まさに□工所における南寺や庄守の例が、内匠寮等における大舎人のそれなわけではなからうか。おそらく史生についても、同じように作業が行われる現場の立地的な都合によったと思われる。彼らは本司での勤務の場合は大炊寮からの給食であるが、別地に派遣される場合は生料として、大糧が支給される形がとられたのではなからうか。

次に長上や番上について見ておきたい。番上工は延喜式に見える工部と見られており、職員令41木工寮条にも、「工部廿人」と見えている。同条の古記に「給三衣服常食」(職員令集解41条)とあるので、天平十年頃は大炊寮からの給食であった可能性が考えられる。しかし天平十七年段階では大糧申請文書で大糧が申請されており、その後の延喜式でも、木工寮と内匠寮の工部は黒米日別二升(木工式36条、内匠式38条)とあるので、大炊寮からの給食から民部省の黒米に変化したことがうかがえる。そこで工部(番上)の人数を見てみると、令制では二〇人であったものが、木工寮の場合、四月分は一〇七人(大日古二・四〇二)、十月分は九一人(大日古二・四六三)となっている。

四月から十月への人数の減少も急激であるが、それ以上に令制の定員を大きくこえていることは注目すべきであろう。この急激な工部(番上)の増加は遷都等に伴うものと推測されるが、こうした増員に給食の原資である白米や従来の給食施設で対応することは難しかったと思われる、米を提供するだけの大糧に切り換えられたのではなからうか。一方、長上は寛平九年(八九七)に要劇料として官田が充てられるような例が見られ(類聚三代格卷一五、寛平九年二月十七日応以官田充諸司要劇并番上料事)、八世紀においても、彼らは有位者であることが確認できたり(「木工寮長上正六位上猪名部百世(大日古四・二九四)、長上木船宿奈万呂に白米が一斗五升が充てられている例も見られることから(大日古一五・四〇二)、令に規定はないものの、番上がそうであったように、大炊寮からの給食が一般であったとすべきで、やはり何らかの事情で大糧が申請されたと考えるべきと思われる。理由としては、やはり給食できない環境での勤務場所での作業である可能性をあげておきたい。

これに対して、黒米から白米に変わったのが采女である。采女は令の規定では衛士や仕丁同様に庸米で食が賄われることになっており(賦役令5条、大糧申請文書でも同様であったが、延喜式段階では月料として大炊寮から白米が日別一升五合が支給することに改められた。改められた時期についてはよく分からないが、大炊式35条に采女四七人料が定められているが、その総量(一八石九斗)は一升五合×四二人×三〇日分となっている。このことについて、集英社本延喜式下補注(九九六頁、二〇二七年)では、類聚国史(巻四〇、采女)大同二年(八〇七)十一月辛丑条に見える員数に一致していることを指摘している。岡島陽子によれば、白米供給への変化は、采女の官人化で地位の向上によるとしている。<sup>②</sup>

支給される食料は、原則的には身分によって決まっていたと思われるが、官司の勤務場所の事情や給食の限界等により、すくなくとも大炊寮（白米）から民部省（黒米）へと変更することは可能だったのではなからうか。その場合、米の種類により保管される官司が異なるため、申請先が大炊寮から民部省に移ったのであり、申請先の官司が変わるのは、現場での都合による支給物の変化に起因するものであったのである。

## ②黒米と白米

最後に黒米と白米の関係はいかなるものであったか少し考えてみたい。天平时の写経所の経師以下の料米は米の種類が明記されていないものが多いが、天平十一年頃の経写司解申司内穩便事（大日古二四・一六）に「装潢并校生食籠悪事／右、比者以黒飯給、請改給中品精食」という記述が見えてくる。これによれば、装潢と校生が「黒飯」支給であり、それが粗悪であることから、「精食」（精米した白米）の支給を要求している。ここに経師が見えないことから、経師は「精食」が支給されていた可能性が考えられる。天平十一年の写経司解申八月行事事（大日古七・二三）に「白米六石（中略）以上廿四種写大般若経経師等料」とあるが、これに関係があるのかもしれない。ちなみに天平时の写経所の文書で、米の種類が書き分けられているのはこれのみで、この時期の白米の供給の状況はよく分からないが、装潢と校生の陳情から見ると、白米のほうが上位とみられていたことが明らかである。

また難波之時御願大般若経の写経の際の料米は、「米卅九石一斗二升、〔以天平十七年十一月二日從民部省所請〕」（天平二十年七月十日東大寺写経所解申奉写大般若経所用并残物使用事（大日古一〇・三〇四）とあり、それは料米が民部省からと明記されているので、黒米が用いられていたことがう

かがえる。この写経事業は国家財政で賄われたもので、写経所の財源としては異例なものと考えられているが<sup>33</sup>、その際に料米として、黒米が選ばれたことは興味深い。それは写経のような臨時の事業に対して、先に見た番上の増員と同様に、大炊寮からの給食システムでは賄いきれず、黒米が充てられたと考えられるからである。それゆえ生料での支給に対応するために、写経所は給食施設を備えることとなったのであろう。これは造東大寺司管轄下の諸司も同様であったと思われる。

その後、写経所の文書に白米が見えるのは、天平勝宝三年（七五二）二月（大日古一一・四八五）と推定される校生勘出法并経師以下食法が初で、年次が確実なものとしては天平宝字二年六月の写千卷経所食物用帳（大日古一三・二八四）であるが、この頃には白米と黒米の両方が写経所で食米として使用されたものとみられる。その後、写経所の告朔等で白米・黒米が書き分けが見られるが、全体的には白米が多く、これらは経師以下雑使以上に充てられ、黒米は仕丁への食料として充てられているケースが多く、支給される料米による身分の差が明確に現れている。一方、先に見た山作所の告朔等（大日古五・二二二）ではそうした書き分けがあまりなされておらず、食物用帳から実際の収納の状況を見ていくと（大日古五・五、一五・三七八）、白米より黒米の供給のほうが多く、仕丁の他の工人等にも黒米が支給された可能性がうかがえるなど、支給の明確な区別が分かりにくくなっている。

## むすび

仕丁は点定されて上京するまでに糧が支給されたという規定は見えないも

の、帰還に際しては路糧の支給規定が延喜式に見えるので、大糧が支給されるのは、在京期間ということになる。さらにその開始時期は、大糧申請文書には越後から上京したばかりの仕丁の申請が見えるので、仕丁が上京して民部省で身柄を把握された後、諸司に配属されるのを待機している時点からとみられる。おそらく原則的には任が解かれるまで支給は続いたと思われる。そして写経生等とは異なり、仕丁は病欠や不仕に際しても、令の規定を根拠として大糧が支給されており、民部省で配属を待つ間でも大糧の申請が行なわれた。こうしたことから仕丁の大糧は、配属された諸司におけるそれぞれの業務に対してではなく、本来的には仕丁という役に付随する食料であった可能性が考えられるのではなからうか。これは仕丁の食が庸物で、その前身在給されること<sup>35</sup>が原則となっており、返上されることは想定されていなかったのである。そのため供給が不安定な場合でも、少なくとも実食分(熟料)だけは先に支給されたのではないだろうか。<sup>36</sup>このように民部省で一括管理していた仕丁の大糧であるが、仕丁の食が写経所等の食料支給システムに組み込まれるなかで、その特異性が薄れる傾向が見られた。

一方、史生や大舎人に対して大糧が申請されていることから、諸司の勤務地等の都合や急激な増員等で支給される食米の種類が変わる可能性を考えてみた。このことをさらに官司規模で考えみると、大炊寮から供給される白米による給食は、新たな官司の設置や臨時の事業の展開に伴う食料支給対象者の増大への対応には困難であったことが想定される。そうした状況に際して、民部省の黒米が充てられるようになったのではなからうか。写経所や造東大寺司管轄下の諸司の糧米の供給先は民部省から離れていくが、その後も原則

的には大糧(黒米)が、給食(白米)を補完する存在と位置づけられていたと思われるのである。

## 注

- (1) この条文には番上糧の支給規定が見えない。
- (2) 相曾貴志「延喜式に見える大炊寮からの給食」『延喜式研究』三〇、二〇一五年。
- (3) 弥永貞三「仕丁の研究」『日本古代社会経済史研究』岩波書店、一九八〇年、一九五―初出)、早川庄八「律令財政の構造とその変質」『日本古代の財政制度』名著刊行会、二〇〇〇年、一九六五年初出)、土田直鎮「正倉院文書正集第三巻について―接続の一例―」『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九二年、一九六九年初出)、山田英雄「天平十七年の文書をめぐって」『日本古代史攷』岩波書店、一九八七年、一九七六年初出)、佐藤信「米の輸貢制にみる律令財政の特質」『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館、一九九七年、一九八三年初出)、榎木謙周「上京役丁の給養システム―仕丁・衛士を中心に―」『日本古代労働力編成の研究』塙書房、一九九六年、一九八〇年・一九八四年初出)。
- (4) 市川理恵「造石山寺関係文書からみた仕丁」『正倉院文書研究』一六、二〇一九年。
- (5) 相曾貴志注(2) 前掲論文。
- (6) 佐藤信注(3) 前掲論文。
- (7) 「飛驒工」(弥永貞三注(3) 前掲書所収、一九七一年初出)。
- (8) 『大日本古文书』二巻四〇〇頁、四〇三頁、四〇五頁、四二六頁等(以下、大日古二・四〇〇と表記する)。
- (9) 早川庄八注(3) 前掲論文。
- (10) 「造石山寺所の給付体系と保良宮」『正倉院文書研究』二二、二〇一一年)。

- (11) 相嘗貴志注(2) 前掲論文。
- (12) 市川理恵注(4) 前掲論文。
- (13) 森公章「民官と部民制―石神遺跡出土の木簡に接して―」(『弘前大学国史研究』一一八、二〇〇五年)
- (14) 弥永貞三注(3) 前掲論文。
- (15) 同年同月二十八日造東大寺司食堂所解(大日古四・三七二)にも逃亡仕丁が見えているが、繰り越しや返上は見えず、満額申請している。
- (16) 天平十一年七月七日写経司解申請経師等月食料事(大日古七・二九三)で「食料米」を請求したが、同年八月一日写経司解申七月行事事では、そのうち「残九斗二升四合返上」としている(大日古七・二二八)。
- (17) 天平十一年十月二十九日写経司解申月料物用事に「残一石八斗八升六合」とあり(大日古七・二八二)、同年十二月二日写経司解申返上米事に「一石八斗八升六合先遣、十九石七斗当見受」と十一月分の報告に前月の残分を「先遣」として繰り越し、足りない部分を「当見受」を充当したことがうかがえる(大日古七・二八〇)。
- (18) 榎木謙周注(3) 前掲論文。
- (19) 榎木謙周注(3) 前掲論文。
- (20) 山本幸男「天平宝字六年～八年の御願経書写」(『写経所文書の基礎的研究』吉川弘文館、二〇〇二年)
- (21) 山本幸男注(20) 前掲論文。
- (22) 山本幸男注(20) 前掲論文。
- (23) 栄原永遠男は「般若経師息所」を経師の宿泊施設とし、これらの建設に仕丁が従事したとする(「奉写大般若経所の写経事業と財政」(『奈良時代写経史研究』塙書房、二〇〇三年、一九八〇年初出)。
- (24) 三月告朔事の最終日と四月告朔事の開始日は、どちらも三月二十五日となっている。また仕丁のべ人数(一二〇人)と勤務日数の和(一二四人)は合わない。
- (25) 山作所における天平宝字六年正月から五月までの仕丁の変遷を見てみると、正月は五三人が一升二合、五人が八合(病欠分)とある。これらの人数の和は五八人であり、正月は大の月(三〇日)であるので、二人で二九日分ずつ勤務したのであろうか(大日古一五・三四七)。二月は三人が三〇日、一人が八日とある(大日古五・一二二)。このうち一人×八日は病者八人と一致するので、二月はもともと四人の仕丁が充てられたものの、一人が八日分病欠した後に返上された可能性が考えられる。三月は一日から二十五日まで引き続き三人で(大日古五・一五七)、それ以降は四月六日までがそのまま三人、四月七日から五月十五日までが二人となり、五月十六日から十八日までが四人であった。
- (26) 弥永貞三注(3) 前掲論文
- (27) 竹内理三『奈良朝時代に於ける寺院経済の研究』(著作集一巻、角川書店、一九九八年、初出一九三三年、一七四、一七八～九頁)。
- (28) 市川理恵によれば、食米が写経所の経費によることになり、半食残米が支給されなくなったとしている(市川理恵注(4) 前掲論文)
- (29) 早川庄八注(3) 前掲論文。
- (30) 大糧申請文書うち、造宮省からのもの(大日古二四・二九三)の損益の注記に注目してみたい。
- 損長工一人、番上工三人、飛驒工三人
- 益衛士十五人、火頭八人、
- 相折益十六人、衛士十五人、火頭一人
- 一行目は損分の内訳で、それらを合わせると七人になり、三行目は益分で、同様に総計すると二三人になる。これらを差し引きしたものが二行目の「相折益十六人」に当たる。二行目の割書の「衛士十五人」は三行目の「益」の衛士的人数と一致するが、「火頭一人」は「益」の火頭的人数より七人少ない。そしてこの七人は「損」の長上工以下の人数の和に等しい。このことから補充された火頭のうち七人は、損となった長上工以下分の人員に充てられた可能性が考えられる。なお、文書本文中の火頭の部分に一人分増加した旨の追書が見え

ているが、これは注記に見える損益の総計の「相折益十六人、〔衛士十五人、火頭一人〕」における益分の火頭一人に対応するのであろう。長上工以下の損分に火頭が充てられたとした場合、長上工以下へは米塩、火頭へは庸布というように支給物が異なっていることから、彼らがどの職務の立場で料物を申請したのが問題になってくる。私は「相折益十六人」とあるだけではなく、割書に益分の内訳が見られ、そこには火頭一人とあり、残りの火頭が長上工以下の損分を補っているような書き方になっていることから、実際の職務はともかくとして、長上工以下七人の分として、米塩を申請したと考えたい。こうした理解が可能ならば、これも実際の身分とは別に派遣先の職名で申請が行われていたことのひとつの例となると思われる。

(31) 『訳注日本史料延喜式』中、一一〇八頁（集英社、二〇〇七年）。以下、集英社本延喜式とする。

(32) 「采女の変質―資養制度の側面から―」（『続日本紀研究』四二九、二〇二二年）。

(33) 市川理恵「写経所の財源とその変遷」（『正倉院文書研究』一五、二〇一七年）。

(34) 民部式上70条。

(35) 森公章前掲注（13）論文。

(36) 半食残米の他にも、今回ふれられなかった国養物や月養物は遅配気味であった（市川理恵注（4）前掲論文）。